

一般社団法人 I P T V フォーラム 守秘義務規則

2008年12月17日 第6回理事会承認

2008年12月17日 第6回総会承認

(目的)

第1条

この規則は一般社団法人 I P T V フォーラム (以下「当法人」という) 定款第8条6項に基づき、当法人における秘密の保護に関し、必要な措置を定めることを目的とする。

(秘密保持義務)

第2条

社員及び協賛会員は、当法人から開示される I P T V サービスに関する技術仕様についての情報で、開示時に秘密である旨の表示がなされたもの (以下「秘密情報」という) については、当該技術仕様が当法人で策定又は改定され公開に至るまで、次の各号に定める義務を負う。

- (1) 定款第2条に定める当法人の目的以外に使用してはならない (秘密情報の開示は、他のいかなるライセンス等も伴わない)。
- (2) 秘密として取り扱い、当法人の社員及び協賛会員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。
- (3) 定款第2条に定める当法人の目的に必要な範囲内で、自社の役員又は従業員に開示することができるが、その場合は当該役員又は従業員に対して、本条に定める秘密保持義務を遵守させなければならない。
- (4) 当法人から求めがあった、又は受領者が当法人の社員又は協賛会員でなくなったときは、速やかに秘密情報 (及びその複製を含む) 一切を当法人に返却しなければならない。

(秘密保持義務の例外)

第3条

第2条に定める秘密情報であっても、次の各号の何れかに該当するものについては、受領者は第2条に定める秘密保持義務を負わない。

- (1) 開示時点ですでに公知であった情報
- (2) 開示時点ですでに受領者が保有していたことを証明できる情報
- (3) 開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 開示後に受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法

的に入手した情報

(5) 当該秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発したことを証明できる情報

2. 社員及び協賛会員は、判決、決定、命令その他司法上又は行政上の要請、要求又は命令により要求された場合、秘密情報を開示することができる。但し、社員及び協賛会員は当法人が必要な措置をとることができるよう、直ちにかかる要請、要求又は命令について、当法人に通知するものとする。

(除名)

第4条

社員若しくは協賛会員がこの規則に違反したときは、定款第12条に基づき除名されることがある。

(期間/終了)

第5条

秘密情報を保護する社員及び協賛会員の義務は、当該社員又は協賛会員が当法人の社員又は協賛会員でなくなった後も残存するものとし、該当する技術仕様が公開に至らなかった場合といえども当該秘密情報の開示の日から5年後に終了する。

(その他)

第6条

技術委員会が設置する作業班（以下、WGと記載する）又はアドホック（以下、AHと記載する）において必要と認められる場合は、当該WG又はAHを構成するメンバーの間で、秘密保持契約を締結することができる。

附則

この規則は、平成20年12月17日から施行する。